

## 「加工食品の原料原産地表示制度（案）」変更点等について

2017. 6. 8 食品表示部会委員  
渡辺 健介

「加工食品の原料原産地表示制度（案）」についての意見募集の結果を受けて消費者庁が取りまとめた変更案等についての意見は、下記の通りです。

1. 経過措置期間は、今回の制度施行から5年を確保すべきである。〈添付資料参照〉

今回の原料原産地表示制度は、前回の部会で申し上げた通り、従来の表示制度の変更と異なり、「過去の原料使用実績を調査する期間」「表示方法を選択する期間」が必要になります。また、今回事業者に再度ヒアリングしたところ、資料の通り、原料原産地表示を正確に表示に反映させるための表示システム改修／検証／情報登録も必要です。

使用実績の調査には、膨大な作業やサプライヤーの協力が必要です。大手メーカーの場合、表示切替商品は1,000を超え、使用原材料は10,000点以上、これらについて、過去の一定期間の原材料使用実績調査が必要になります。その上で、消費者の期待に応えるよう、表示方法を選択することになります。安易な「輸入」表示をすればよい、ではなく、サプライヤーに徹底的な調査をお願いすることも必要になります。

また、調査した原材料データを製造している商品一つ一つに正確に反映させるため、システムの改修、検証、登録も必要になります。そして、その後、具体的な表示デザインを起し、包材メーカーに包材の製造をお願いすることになります。

これら必要期間についてまとめたのが添付資料です。見ていただければ明らかな通り、現在の食品表示基準の経過措置期間の残り期間である2年半ほどで実施することは不可能で、全く期間が足りません。経過措置期間として、5年間が必要です。

また、前回も申し上げた通り、表示切替は、今回の原料原産地表示だけでなく、新基準の表示切替も合わせて行なうメーカーもあることから、現在の食品表示基準全体の経過措置期間を延長するという形で設定していただきたいと思えます。

2. 「食品表示基準の違反に係る指示及び指導並びに公表の指針」の弾力的な運用をしていただきたい。

前回の部会でも申し上げた通り、今回の原料原産地表示は、ほとんどの国で実施していない制度であり、安全性と直接関係する項目でもないことから、表示ミスがあった場合でも、直ちに回収や商品撤去を求めるのではなく、弾力的な運用をお願いしたいと思います。

例えば、売り場に正しい情報を掲示することで足りる場合もあります。

食べても全く問題ない食品を廃棄することは、世界の食糧事情、また現在の日本の大きな課題である食品ロスの観点からも許されることではないことから、消費者に対する理解も含め、弾力的な運用をぜひお願いしたいと思います。

3. 「公正競争規約」など、業界と消費者で作りに上げてきた表示ルールを優先させるようなことも考慮していただきたい。

前回の部会でも申し上げた通り、原料原産地が商品の品質に影響を及ぼすような食品、例えば嗜好品であるコーヒー飲料などは、現在、公正競争規約にて、特定の原産地（種類）のコーヒー豆を使用した場合、それを表示できるのは51%以上使用した場合に限る、としています。これは、過去、優良誤認を招くような表示があったことから、業界と消費者でルールとして公正競争規約を設定し、これを遵守することにより、公正な競争ができるようになっていきます。

ところが、今回の表示基準では、5%以上使用していれば表示することが可能となってしまうことから、折角作り上げてきた表示ルールが崩壊する可能性があります。

これは消費者にとっても望むところではないはずなので、このような公正競争規約については、そちらを優先させるような法的措置をお願いいたします。

4. 「変更点②」の 可能性表示及び大括り表示を行う場合の使用実績期間についての変更案に賛成します。

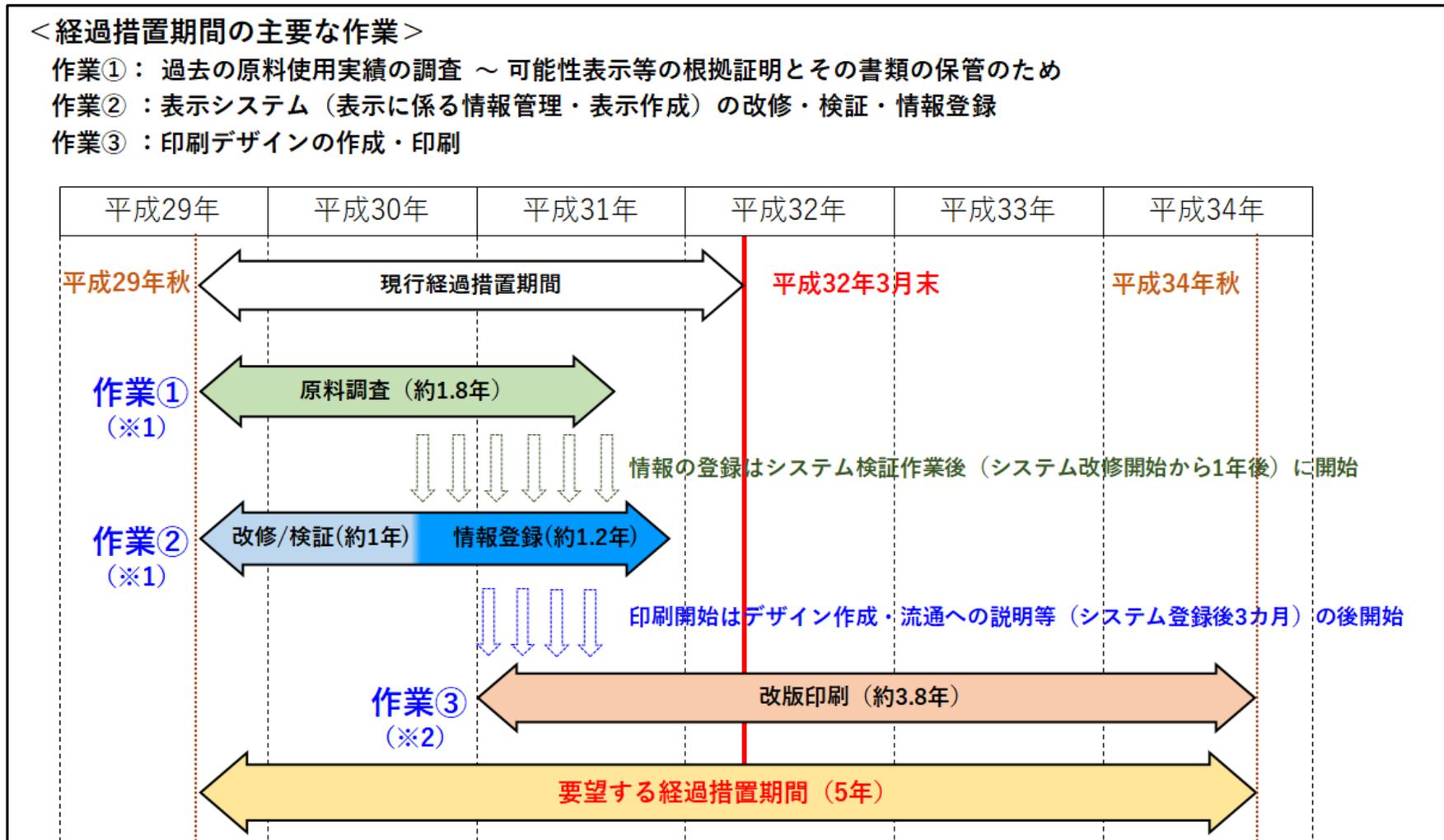
前回の部会でも申し上げた通り、製品のラベルなどの表示内容を変更する場合、表示内容を決定するのは、少なくとも初回製造の4ヶ月前がギリギリです（大手メーカーの事例）。ここから、流通への説明、版の作成、ラベルや缶などの包材の製造があり、やっと製造時に新しい包材が用意できることとなります。前回案の過去実績の期間設定では、この必要最低限の準備期間が考慮されていないので、例えば平成29年春に製造する製品については、前年である平成28年の実績を使用することは不可能なので、3年前がダメ、ということは、必然的に平成27年の実績しか使用できないことになり、事業者は、毎年過去の原料使用実績把握が必要ということになることから、実績内容が異なれば、毎年新しい包材を準備しなければならないということになります。これは包材の大量廃棄につながる大問題でもあります。

以上より、今回の「変更点②」に賛成します。

以上

## 経過措置期間について <添付資料>

移行のための作業としては、大まかに記すと図に記す①から③となります。大手メーカーの場合、表示切替商品は千点を超え、使用原材料はその数倍以上と膨大な点数となり、図に記すような期間がそれぞれの作業工程に必要となり、経過措置期間については少なくとも新制度の施行後5年間の設定、つまり移行期限を平成34年秋までとしていただくことを要望します。



※1) 矢印上に記載の期間は、食品産業センター会員企業8社からの聞き取った必要期間の平均値。

※2) 矢印上に記載の期間は大手印刷事業者から聞き取った印刷能力(スピード)によるもの。